

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年二月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―四―三一

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(健康管理医) 第九条 (略)	(健康管理医) 第九条 (同上)

2
(略)

3 健康管理医は、指導区分の決定又は変更その
他人事院の定める健康管理についての指導等の
業務（以下「健康管理指導等」という。）を行
うものとする。

4 健康管理医は、職員の健康管理指導等を行う
のに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実
にその職務を行わなければならない。

5 各省各庁の長は、健康管理医に対し、人事院
の定めるところにより、職員の勤務時間に関す
る情報その他の健康管理医が職員の健康管理指
導等を適切に行うために必要な情報として人事
院の定めるものを提供しなければならない。

2
(同上)

3 健康管理医は、指導区分の決定又は変更その
他人事院の定める健康管理についての指導等の
業務を行うものとする。

(新設)

(新設)

6 各省各庁の長は、健康管理医による職員の健康管理指導等の適切な実施を図るため、健康管理医が職員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(新設)
7 各省各庁の長は、健康管理医の業務の内容その他の健康管理医の業務に関する事項で人事院の定めるものを、常時各勤務場所の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の人事院の定める方法により、職員に周知させなければならない。	(新設)
(勤務時間の状況等に応じて行う面接指導等) 第二十二条の二 各省各庁の長は、次に掲げる職	(勤務時間の状況等に応じて行う面接指導等) 第二十二条の二 各省各庁の長は、その勤務時間

員に対し、人事院の定めるところにより、面接指導を行わなければならない。

一 勤務時間の状況が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当する職員

二 勤務時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員（前号に掲げる職員を除く。）

2 各省各庁の長は、前項の規定による面接指導を実施するため、職員の勤務時間の状況に関する人事院の定める事項を記録しなければならない。

の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当する職員から申出があつた場合には、当該職員に対し、人事院の定めるところにより、面接指導を行わなければならない。

（新設）

3| 各省各庁の長は、第一項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、人事院の定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。この場合において、各省各庁の長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

）

第二十二條の四 （略）

2ゝ4 （略）

5 第二十二條の二第三項の規定は、前項の規定

2| 各省各庁の長は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、人事院の定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。この場合において、各省各庁の長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

）

第二十二條の四 （同上）

2ゝ4 （同上）

5 第二十二條の二第二項の規定は、前項の規定

による面接指導の結果に基づく必要な措置について準用する。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第二十五条の二 各省各庁の長は、この規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

による面接指導の結果に基づく必要な措置について準用する。

（新設）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第二条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係)			別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係)		
一・二 (略)			一・二 (同上)		
三 研修及び能率			三 研修及び能率		
人事管理文書の区分		基準日	人事管理文書の区分		基準日
(略)	(略)	(略)	(同上)	(同上)	(同上)
規則一〇		保存期間	規則一〇		保存期間
(略)	(略)	(略)	(同上)	(同上)	(同上)

―四（職員の保健及び安全保持）									
号の申出の文	二第二項第二	第二十二條の	(略)	(略)	録の文書等	第二十二條の	二第二項の記	等	(略)
			(略)						作成の日
			(略)						三年

―四（職員の保健及び安全保持）									
出の文書等	二第二項の申	第二十二條の	(同上)	(同上)	等				(同上)
			(同上)						作成の日
			(同上)						三年

四 ～ 二十							
	(略)	(略)	(略)	等 の意見の文書 合を含む。)	て準用する場 第五項におい 二十二条の四	二第三項(第 二十二条の	書等
	(略)	(略)					
	(略)	(略)					
	(略)	(略)					

四 ～ 二十							
	(同上)	(同上)	(同上)	等 の意見の文書 合を含む。)	て準用する場 第五項におい 二十二条の四	二第二項(第 二十二条の	
	(同上)	(同上)					
	(同上)	(同上)					
	(同上)	(同上)					

備考	備考
一〓三 (略)	一〓三 (同上)

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の三の表規則一〇―四(職員の保健及び安全保持)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。